

【 放射線治療 】

150 ガンマナイフによる定位放射線治療の算定回数について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療について、3か月未満の複数回の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療については、厚生労働省通知[※]に「数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は1回のみ算定する」と示されている。

この一連の期間は、通常、所期の目的を達成するまでの期間と考えられ、個々の症例によるところが大きいですが、一般的には3か月の期間とし、当該治療の3か月未満の複数回の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について